

「町村議会のあり方に関する研究会」第5回議事概要

日 時：平成29年12月19日（火）10：00～12：30

場 所：総務省内会議室

出席者：小田切座長、山本座長代理、江藤構成員、大屋構成員、宍戸構成員、谷口構成員、待鳥構成員

幹 事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、渡邊外国人住民基本台帳室長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、藤井行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 第4回研究会における主な議論について
3. 積み残しの論点等について
4. 閉会

【意見交換（概要）】

議会のあり方に係る2つの方向性について

- 2つの議会のあり方について、たとえば、権限を集中させた専門的議員により構成される議会のあり方（集中専門型）については、統治するための議会であり、首長と一緒に市町村の経営責任を持つイメージである一方、多数の非専門的議員により構成される議会のあり方（多数参画型）については、参画するための議会であり、首長に対する監視機能に特化したイメージであるというような基本的理念を明確にする必要がある。
加えて、それぞれの議会のあり方における活動、議員数のイメージなどを明確にし、わかりやすいモデルとすべきである。
- 請負禁止の緩和については、議決事件の除外などを前提とする多数参画型に親和的ではあるが、小規模市町村において今後想定される人口減少や社会経済活動の減衰を踏まえると、請負禁止を貫徹した場合には議会が構成できない市町村はより多く出てくるのではないかと懸念されるところであり、今後幅広く請負禁止を緩和する必要に迫られる可能性があるのではないか。
- 集中専門型を選択した場合であっても請負禁止を緩和するという議論もあり得るが、集中専門型では議員の数が少なくなるので、不正が起きやすくなるという懸念もあり得るのではないか。

- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度において、参画した住民については請負禁止がかからないことになるので、議員についても、そもそも原則として請負禁止は不要とし、議員関係企業等と当該市町村が契約した際に契約詳細を公表することとして、住民の監視に委ねることも考えられるのではないかと。
- 集中専門型又は多数参画型のいずれかを選択するに当たっては、基本的に一連の制度を全てパッケージで導入すべきという議論があったが、一部の制度については各市町村の選択に任せて多様性を認めてもいいのではないかと。
- 小規模市町村が取り得る選択肢として、現行の議会のあり方のほか、2つの新たなパッケージを追加する、という議論をしているところ、確かに現行制度下でも色々なことができるのは確かだが、デフォルトチョイスとしてパッケージを用意する意義はあると考えられる。
- 2つの議会のあり方をパッケージとして示すことで指導理念を明確にすることができると考えられるが、それぞれの議会のあり方を構成する個々の制度を検討していくと、各市町村の選択に委ねられる部分もあると考えられることから、今後現場のニーズを踏まえながら、さらに検討していくことが適当ではないかと。

選択手続について

- 現行地方自治法との並びでいけば、2つの議会のあり方の選択手続は、条例によることが適当と考えられる。制度の導入のしやすさという観点についても留意する必要があると考えられる。

請負禁止を緩和する際の代替的監視スキームについて

- 請負禁止を地方自治法上導入した昭和31年当時に比べ、情報公開に関する制度も整備されてきており、さらに、技術的にも容易に公表を行うことができるようになっている。請負禁止を緩和した場合であっても、情報公開によって透明性を高めることで契約の公正を確保する、ということは理解されやすいのではないかと。

議員と常勤の公務員の兼職禁止について

- 多数参画型については、幅広い住民参加を趣旨とするものであること、権限を削減していること、チェック機能が中心となっていること、また議員数も増加することで議員一人あたりの影響力も減殺されることを踏まえれば、常勤の公務員が議員を兼職することも考えられるのではないかと。
- 地方公務員法の政治的行為制限についても、一定事項については所属地方公共団体の区域外であれば許容されることとされていることから、これと同様に、所属地方公共団体以外の地方公共団体の議員との兼職であれば可能とする、という考え方もあり得る。

- 現在進められている働き方改革と関連し、民間企業での副業解禁の流れがあることを勘案すると、公務員と議員の兼職を解禁する議論も時宜を得ていると考えられるのではないか。

住民が議員とともに政策的議論に参画する制度について

- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度を導入した際の会議の持ち方などについて、イメージを明確にする必要がある。たとえば、全員出席を要するのか、公開とするのか、あるいは人数（有権者の〇分の1を上限とするなど）などについて、整理が必要である。

その他

- 集中専門型、多数参画型を選択する団体がどの程度あるのかなど、研究会の議論の具体化に際しては、関係市町村の声を把握する必要がある。